

日中科学技術

No. 29

1982. 10. 20

発行所

日中科学技術交流協会

〒113 東京都文京区湯島3-1-6
小宮ビル2F 電話 03(836)4830

第15回常任理事会についての報告

8月20日、霞山会館で第15回常任理事会が開かれた。

出席者は次のとおりであった。

(常任理事) 越智勇一, 鹿取一男, 茅誠司, 橋口隆吉, 和達清夫, (幹事) 小川智哉, 鈴木昭憲, (事務局長) 肥後孝

次の諸問題が審議された。

1. 中国人訪日科学技術者受け入れへの協会の補助について

中国人科学技術者の訪日受入に関して、これまでに協会が滞在費などを援助した事例について、その概要が報告された。

訪中学術交流案件については、すでに本年度総会に申し合せ事項の定めが報告されている(総会会長報告参考資料として会員配布済み)。訪日に関してもこれに準じた申し合せを定めることが望まれるとして、その検討すべき事項の骨子案が提示された。

審議の結果、骨子は了承されたが、申し合せ案の成文化については、訪中の場合の申し合せとの斉合性をも考慮に入れ、審査委員を中心に改めて8月31日に検討を行うこととなった。

2. 8月月初の会員アンケート回答の取り扱いについて

訪日希望11件, 意見要望13件について, 回答内容の概要が紹介された。訪中希望を例にとれば, 直ちに中国側関係機関と連絡に入っても良いと考えられる程度のものであれば, 回答内容ではその

意図が不分明なものがあるため, 再照会その他個々の回答に応じその扱いを決定することが望ましいとされた。

以上により, 会員アンケート回答の扱いは, 原則として審査委員会において決定することとなった。

3. その他

(i) 有山会長が入院中であり, その経過について報告を聴取したのち, 会長退院後も健康が十分回復されるまでの間, 総務担当の橋口隆吉常任理事を会長代理として協会会務の処理に当ることが承認された。

(ii) 日中英対照専門用語辞典の農学, 生物篇に關し, 北京農大干船教授米日の際(6月上旬)話し合いが行われた結果について, 中国側の意見又は回答を期待していることを, 中国科学技術協会に何らかの形で伝えることとなった。

次の諸件について報告され, いずれも承認された。

(1) 京都大学の小林達治教授(農学部・農芸化学)は, 中国科学技術協会及び瀋陽市科学技術協会(滞在費負担)の招待を受け, 7月25日から8月5日まで, 瀋陽, 鞍山, 北京を訪問し, 汚水処理とくに水の再利用(有機物の資源化処理)について学術講演ならびに指導を行われた。

(2) 東北工学院畢克楨院長の訪日招待について, 同院を所轄する中国冶金部の意向不明のため会長から照会中のところ, このほど訪日の日程等の細

部に関し、畢院長と直接連絡を望む旨回答があり、同院長あて照会を出している。

(3) 針灸専門家訪中団の派遣について、かねてから中国科学技術協会と協議中であつたが、(社)全国鍼灸師及び幼全日本鍼灸学会を後援団体として、参加希望者募集を両会の会誌紙に公告する運びとなった。(期間11月15～28日、北京、上海、蘇州訪問、15名以内)

(4) 青少年教育機器展示会並びに科学映画に関し、中国科学技術協会より検討依頼されていたが、これに関し関係専門家の意見を徴し、中国側に対する参考意見を申し送ったこと又は近く申し送る予定であること。

(5) 周培源先生から、5月13日に行った「中国科学技術の現状に関する講演並びにその質疑応答」に関し、中国語による原文の送付があつた。この

ため、協会が先に印刷配布したものについて、講演に関してはその正誤を、質疑については、要約で大綱を伝えたものに対し、中国側の質問の受け止め方及びその回答について、これを全文翻訳し、全文を希望する会員には頒布することを考慮中である。

(6) その他

① 会報第28号(8月20日発行)に、会告を掲載 (a)アンケート回答としての訪中希望の申出 (b)中国科学者の訪中支援措置検討の予告 (c)中国の新聞記事等の見出し掲載と翻訳サービスについて周知措置をとることになっている。

② 陝西省地下水資源開発視察団(6月19日総会当日、協会役員と面談)からの帰国報告に会長名で挨拶状を送付した。

訪日科学技術者受入の場合の協会支援措置について 昭和57年9月

当協会は科学技術専門家の訪日又は訪中に関して、会員の申出又は意見に基づいて、できるだけこれを実現するための努力を行ってきている。

訪中に関しては、審査委員会を設け、若干の経済的支援措置を行うことを申し合せ事項として定めた(第5回総会・会長報告参考②参照)。

訪日の場合の経済的支援に関しては、折々の事情に応じ助言をなし、又は関係会員に訴えて臨時寄附金を集め、あるいは用途指定寄附金制度を発足させ(本年1月27日創設)自主的な交流活発化に應える道を講じてきた。

今回は、これまでに実施したアンケート回答及び従来の運営経験に照らし、訪日受入れ問題を総合的に見直し、関係者の自助努力の範囲を超えるものについて必要最低限の直接又は間接の経済的支援を行えるよう当面の暫定的申し合せ事項を定めることとして、57年8月20日の常任理事会はその骨子を検討し、大綱を承認したが、その後、以下の成案を得た。

当協会は、昭和57年度以降本案を協会の申し合

せ事項として実施することとする。

申し合せ事項

1. 取扱原則

自然科学の特定の専門領域の日中科学技術案件について、中国の科学技術者を日本に招くため、協会の直接又は間接の支援を必要とするとき、当該案件に責任を有する本協会会員は、招待を必要とする理由及び要請の内容を明らかにして、協会に申請することができる。

審査委員会は、当該招待案件が、申請者(関係当事者を含む)の自助努力の範囲を超えることが認められる場合に、この申し合せの下記各項に従って必要な支援措置を決定することができる。

2. 用途指定寄附金

申請者が訪日する中国科学技術者を招くために必要な資金を、協会の定める用途指定寄附金として調達しようとする場合、審査委員会はその交流内容の妥当性と収支計画の健全性について適否を判断する。

調達した資金は、協会の用途指定寄附金規定に基づいてその収支を協会が管理するものとする。

3. 資金援助

日本で開催される国際学術集会等に中国科学技術者を参加させることが、必要不可欠と認められる場合に、審査委員会は審査の結果に基づき経費の許す範囲内で、援助案件の採択並びに次の各号に定める援助額を決定する。

- ① 滞在費用 必要最低限の人員及び滞在日数に限る。当分の間人員は1件2名を限度とする。
- ② 往復交通費 中国側が負担できない事情に関し、そのやむを得ない理由を明らかにできる場合に限り、協会の負担は原則として1名に限る。
- ③ 昭和57年度 1件当たり約20万円とし、5件以内

を考慮する。

4. その他の支援措置

日本で開かれる国際学術集会その他の行事に関し、中国科学技術者の参加が必要不可欠でありながら、中国側から然るべき援助が得られないやむを得ない理由がある場合、その訪日招待費用の調達に関し協会の支援を要請されたとき、協会は審査委員会に諮り当該目的達成のため他機関に連絡する等、有効と認められる支援をすることができる。

5. 申し合せ事項の運用等

審査委員会の構成等は、訪中の場合における申し合せに準ずる。審査委員会は、協会が扱う日中科学技術交流案件に関し、その財政事情及び交流形態の斉合性について、随時改善を図りつつ運用に当ることとする。

日中交流 ニュース

1. 千葉大学工学部土屋清教授は、地球観測衛星ランドサット受信および処理局の建設に関し、中国側ランドサット技術代表王新民氏の招きにより、10月7日から訪中して、講義ならびに技術指導を行っている。
2. 帯広畜産大学藤野安彦教授は清陽科学技術協会からの招きによって、11月7日から中国を訪れ、食糧科学、特に植物油脂精製、寒地食糧の品質と生産、貯蔵などに関する研究交流を行う予定である。
3. 日中鍼灸医学交流訪中団の実現については既報(会報No.28)のとおりであるが、第1次訪中団として、岐阜歯科大学助手川喜田健司氏はか7名は11月15日訪中して、主として北京と上海で研究交流を行うことになった。
4. 中国科学院紫金山天文台の曹天君氏は東京で開かれる日米セミナー「太陽面爆発機構の解明についての最近の進展」に出席のため10月4日訪日し、また、東京天文台、野辺山電波観測所、岡山天体物理観測所を訪問する。

5. 上海交通大学訪日代表团(劉克南副校長ほか4名)は、日本の主要大学、研究機関との交流の強化のため、10月24日に来日して、諸大学ほか民間機関を訪問の予定である。

6. 中国科学院との懇談

10月9日、都市センター会議室

出席者：中国科学院 崔泰山外事局副局长、邱華盛 外事局亜非処日本担当；有山兼孝会長、橋口隆吉会長代理、肥後孝事務局長。

協会側から次の内容の挨拶があった。

今回、協会推薦の訪中・訪日名1人ずつの交流案件に対し、中国科学院が速やかに対処し、既に実施に移っていることにお礼を申し上げたい。

協会は、本年度に入ってから、会員の訪中、会員申請の訪日案件について、協会としての支援に関してルールを作った。その何れも審査委員会の議を経て、実施に移す体制となっている。

これに対して、中国科学院の側からは、およそ

次の内容の話があった。

今回は日本学術振興会の招きにより、中国科学院と同会との学術交流に関する協議のため、10月4日来日した。この機会に日本の学術研究機関等を訪問したのち、同15日帰国の予定である。

中国科学院は、その所属研究機関を含め、100人余の人を訪日させており、政府ベースのものよりも民間交流の方が多い。

科学院は、協会推薦に係る訪中受入れについてできるだけ応ずる用意がある。

日本側からの訪中テーマに関して、中国側として協力し易い配慮を望みたい。

日本側から提案される訪中のテーマは、一つの団で、多くの専門を網羅するようなものは、中国側でこれを受入れられないことになる。

中国では、各部、各地域又は所在研究機関夫々の権能に応じてしか対応できないという事情を理解して、訪中のテーマ及び交流案件の計画を考えてほしい。(例えば、雲南省の動物、植物、地質などとか、楊子江の上流から下流までの総合調整

7. 黄昆中国科学院半導体研究所所長および

牛一萍中国エネルギー顧問団主任との懇談

両氏は日中民間人会議(10月7日~9日)に出席のため来日された。黄昆氏は科学技術・学術問題についての、牛一萍氏はエネルギー問題についての代表である。

10月6日、両氏は本協会の有山会長、橋口会長代理、小川幹事および肥後事務局長と昼食を共にして懇談され、中国科学院の姚佩君さんが通訳を担当した。

黄昆氏は、1977年に現職に就かれる以前には26

瀋陽市科学技術交流協会主催の廃水ならびに

廃棄物の資源化処理に関する講演会に出席して

京都大学農芸化学教室 小林 達 治

はじめに

これまで日中の科学技術交流は順調に進んできており、私達の研究の一部である廃水処理についても、相互に交流が行われてきたようであった。

しかし、中国視察団の日本における廃水処理技

など、これを受け止めるところはどこにもない。) 専門、受入機関、地域区分などの関係から無理のないよう望みたい。

科学院の研究機関は、その研究者の専門関係から大学とか他の地域の研究者と横の連絡もっているもので、それらの人の所属機関の視察等について、ある程度ご希望に添えるようなことは可能であると思う。しかし、事柄によっては、中国科学技術協会に貴会から直接連絡した方が適当なこともある。

その他、2つ以上の組織に関係をもつ事項は、貴会が、本文と写を適宜組み合わせて連絡することによって、双方とも都合よく実施できるようになる点をも考慮して頂きたい。

これらの点については、会員の先生方からの希望に対して、貴会が適切に指導して頂きたい。

以上のほか、将来の交流上の諸問題についても話し合われ、また随時連絡のうえ協力し合っていくことを合意した。

年間にわたって北京大学の教授をつとめられ、世界的に高名な結晶物理学の業績をもつ学者であったので、立ち入った専門的な意見交換が行なわれた。

また、牛一萍氏は、中国のエネルギー自給開発の道は容易ではないが、一方中国は石炭・石油その他の豊富な埋蔵資源をもっているもので、前途に希望をもって努力をしていることなどを話された。

術に関する批評によると日本における既設の設備は欧米に追随する無駄の多いもので、省エネルギー、省資源の立場からいえば到底、そのまま受入れることができないものであるということであった。

私達は20数年前より各種廃棄物の資源化処理について研究・開発を行い、実用化に成功してきたが、10数年前頃までは、その実用化プラントの設置は遅々として進まぬ状況にあった。しかし第1次並びに第2次オイルショックの後、省エネルギー、省資源の技術が急にクローズアップされるようになり、急速に我々の技術による施設が実際の場で多数、稼動するようになった。幸いにして、日中科学技術交流協会の仲立ちで瀋陽科学技術交流協会との関係ができるようになり、私達の技術を勉強したいということになり、瀋陽市において講演会並びに討論会を持つことになった。

北京到着から瀋陽まで

7月25日午後、北京空港到着、瀋陽市科学技術交流協会の趙洪文氏と北京の抗氏が税関の中まで出迎えにきてくれた。

度重なる海外出張など、私のスケジュールの都合もあり、最初3週間滞在する予定を12日間に短縮したことも原因となったであろう——趙氏と滞在期間中におけるスケジュールを打合せた時、これはかなり強行なものであると感じた。講演会・討論会という勉強会以外に、“せっかく”招待したお客様だから、最善のサービスをしようという中国人の真心からだろうか？余りにも忙しいもてなしのスケジュールになった。

ホテルについた後、すぐ天安門広場、頤和園に早速案内して貰うことになった。

私は世界40数か国を、これ迄に見てきており、かなり各国の事情について知っていた積りであったが、中国本土へ行くことは初めてであり、最初の趙氏の案内で、それらを見た瞬間、中国はかつては大した文化、芸術遺産をもっていた国だと直感せざるを得なかった。数世紀以前までは、世界的に超一流国の時代があったことを物語るものであろう。

北京で一泊の後、瀋陽行の飛行機が午後5時発ということもあって、翌日、午前中一杯は、さらに人民大会議場、天壇公園等々、見物につれて行って貰った。(瀋陽からの帰途、再び北京で万里の

長城、明の十三陵等余りにもたくさんの遺跡を見せて貰うことになった。)

北京空港、午後5時発瀋陽行ということで予定通りチェックインして待つこと1時間以上、何の連絡もないまま出発が約1時間遅れて午後6時発ということになった。やっと午後6時になり乗客が乗り始めたが、全員が乗り込みを降り“ドア”を完全に閉めるまで温調のための通気もせず、出発OKとなるまでエンジンは停止したまま。その間約30分以上、蒸し風呂のような飛行機に閉じ込められたことも大きな驚きであった。多分、省エネルギーに徹しているということらしいが、このようなことは自由諸国では信じられないサービス振りということができよう。

しかし飛行中、中華民航内部ではコンディションのよくないスピーカーではあったが(イヤホン無し)ヨーロッパ音楽をボリューム一杯、鳴り響かせ、何とかサービス挽回でもしようということか？それに、次々と櫛や手帳が与えられ、ジュース、アメ玉、アイスクリームと予想していた以上のサービスにあふれていたことは、最初、待たされ過ぎて、にがにがしく思っていた心を慰められることになった。

日も暮れた午後7時過、瀋陽空港に無事着陸、中国科学院林業土壤研究所の呉維仲先生始め、多数の出迎えをうけた。すぐホテル(遼寧大厦)へ向う。そこで翌日のスケジュールなど、さらに打合せたり、紹介しあったりし、また1時間以上飛行機が遅れたこともあって、夕食は大変遅いものになってしまった。

講演内容について

7月27日午前8時10分、車で出迎えをうけ講演会場へ向う。そこで通訳の柴明先生を紹介された。彼の専門は土壤微生物学と聞かされ少々安心した。司会者の環境局長始め数名の方々の挨拶の後、次の内容について、5日間、講義と質疑応答が始まった。

内容

1. 光合成細菌利用による濃厚有機廃水の資源化

- 処理について。
2. 固形有機物の発酵技術について。
 3. 有機廃棄物からのオイルの回収技術について。
 4. 世界各国における省資源、資源のリサイクリング技術について。

出席者約350名は各地から参集した代表者ばかりで、非常に熱心で、眠ったりする人はなく、直接私の日本語を理解できる人も多いということであった。メモなど取り続ける中に午前中の講義をいったん終った。

午後1時30分まで昼食休憩ということであったが、実際は我々の食事は中国人の人とは別で遼寧大厦ホテルまで帰り、外人専用のルームで昼食をとり、再び車で会場へ出掛けて行くという事になっていたため最後の日などは、会場がかなり遠方であったがために実際食事出来る時間は、わずか20分たらずという強行なスケジュールにもなった。

午後は午前中の講義に対する質問ということになった。非常に熱心な討議で、このような質問もあるのかと逆に私自身、勉強になった程である。午後5時まで途中、小休憩はあるものの、後は“みっちり”質問続きで、初日から大変厳しいことになった。そしてホテルへ帰って、小休止した後、夜は夜で歓迎会や音楽会、その他観劇などへつれて行って貰うことになる。そのような日々が5日間続いたのであるから相当の重労働感を味わうことになった。最後の2日間は製薬工場の見学とその会議室での質疑応答、そして瀋陽市政工程設計研究所では現在活性汚泥法の技術修得のためのテストプラント風景を見せて貰ったりして、私自身も現地の自然条件下における浄化の基礎データについて勉強しておいた(さらに科学院林業土壤研究所において私の専門の土壤微生物学について講義することにもなった)。

この5日間半の講義と討議を通じて、私達の開発した技術について最初期待した以上に反応があり、中国においても是非廃水や廃棄物を処理するだけではなく、省エネルギー、資源の再活用を是非やりたいということになった。例えばアルコー

ル発酵廃水から我々は医薬(心筋梗塞の薬)を抽出、精製し、市販しているが、その技術について詳細に教えてほしいと熱望された。また食品工場の廃水はほとんど蛋白源(食料、畜産飼料、水産餌料)の回収ができ、かつ、廃水は浄化されるので、その技術についての関心は想像していた以上のものであった。というのは中国は石油、石炭、鉄鉱石など産出できる資源国であり、また、農産物もかなり輸出しているのだから、それらについて節約するという事は中国を訪問するまで想像もしていなかったからである。ところが、どうして、どうして、例えば、自動車の運転を見ているとスピードを出した後、急にクラッチを抜いてニュートラルにし、何百米もつっ走ると言うガソリンの徹底した節約振りなど、日本では危険防止のため、そのような操作は到底考えられないことである。そのようなことは、ほんの一例を述べたにすぎない。

また、日本では想像もできないような小さなリンゴや桃、その他の果物がホテルでも出てくる仕末。肥料をやらないか、不足だからこのようなことになるのかと想像していたら、そうではなくて適当に間引きしたものを出荷して無駄なく利用するという徹底した物を大切にする節約振りをただ実行しているのみ——ということの後で聞いた。このような社会生活態度であるから、我々の廃棄物の資源化処理、省エネルギー技術がうけるのは当然であることを知ったのである。

また、詳細は読者の皆様の方が、よくご承知のことであるので、省略するが、今、中国はあらゆる方面で増産に努力しており、生活水準の向上にむけて邁進している。我々の技術が、このような理念に“ピッタリ”だということ、是非、今後協力してほしいと要望された。

以上のような充実した日程を終った後は、鞍山方面の名勝地-千山-その他遊覧につれて行って貰い、瀋陽滞在1週間は、あっという間に経過してしまっ

同行した妻は、私が講義に出掛けていた間中、別に懇切丁寧に各所へ見物につれて行って貰い大

変、感謝している。心のこもったもてなし、これは忘れることのできないものとなった。

ま と め

瀋陽を去るに当って科学技術交流協会の曹主席との“まとめ”について協議し、今後の協力を切望され、また、私もできる限りの努力をしたいと約束した。

帰国後の経過

帰国後、私は協力態勢作りにもいろいろ手をつく

し、まず中国技術者2名の派遣受入、その1箇月間の滞在中、技術の習得は勿論のこと、処理施設の見学旅行、その他滞在費をすべて持つ段取りもでき、先日、瀋陽へその旨連絡した。

これからの本当の協力が少しずつ実を結ぶ方向へ向ったことを記して報告としたい。

尚、中国への出発実際になって、いろいろお世話になりました、日中科学技術交流協会事務局の方々に厚く感謝致します。

最近の中国科学技術

「自費留学規定」改定を国務院が批准

留学業務を一段としっかり行い、政策の限界を明確にするため、中国国務院は、7月16日、教育部、公安部、外交部、労働人事部の「私費留学に関する規定」を承認・転送し、これに従うよう各地と関係部門に要請した。

規定の内容は次のとおり。

私費留学は、人材養成の一方法である。

私費留学にあたっては、外国に定住している信頼できる親族・友人または国内の親族が学習、生活費の全額を提供しなければならない(外国に定住している信頼できる親族・友人を通じて外国での学習期間中の資金援助もしくは奨学金全部を取得することを含む)。

入学許可証を取得して外国で大学の学部、専門学校(大学に入学する前の外国語補習学校を含む)に通い、または大学院生になり、もしくは外国で研修する場合には、はじめて申請をし、公安部の関係規定に従って手続きをとることができる。私費留学を申請するには、公証、認証を経た外国に定住している親族・友人の全経費保証書または公証を経た国内親族の全経費保証書を提出しなければならない。

私費留学生で外国で大学に入学する者、または大学院生になる者は、満35才を越えてはならず、外国で研修するものは満45才を越えてはならない。また国家建設に必要な専攻を選ばなければならな

い。

私費留学を申請するには、高校・大学の卒業証書または学校の発行する同等の学力証明書を所持しなければならない。留学先に成績簿、身体検査表を提出する必要がある場合は、関係単位が協力するものとする。

国家の人材養成計画の達成を保証するため、大学の本科生、専科生および大学(研究機構を含む)の院生(在職院生を含む)は私費留学を認めない。

大学卒業生は、国家の統一配属に従わなければならない。2年間勤務したあと、承認を経てはじめて私費留学をすることができる。

海外華僑、香港・澳門同胞、外国籍中国人、帰国華僑の国内・内地にいる子女、兄弟姉妹およびその子女(配偶者を含む)で私費留学の条件をそなえている者は、在學生は私費留学できず大学卒業後2年勤務という制限を受けない。在學生で学籍の保留を求める場合は、1年保留することができる。

公安部門の発行する旅券と出国ビザを取得した私費留学生は、中国旅行総社のビザ代理所に委託するかまたは本人が中国駐在の外国大使館・領事館に赴いて、入国ビザの手続きをとることができる。私費留学生の衣・食・住の費用、学費、医療費、往復の旅費などを含む一切の留学費用は本人が自分で支払う。出国旅費・小遣いの外貨が必要

な場合は、公安部門の出国証明書と留学先の入国ビザによって人民幣を持って中国銀行に交換を申請することができる。

私費で外国へ留学する在職者については、退職の形をとらず、出国の翌月から賃金の支給を停止し、留学期間は勤続年数に入れず、帰国して職場復帰したのち従来年数と合わせて勤続年数を計算する。

外国に着いた私費留学生は、1カ月以内に外国駐在中国大使館(領事館)に自ら出向くかまたは書信で報告し、指導を受ける。学習を終えて帰国する際、携帯する物品の数量は、外国の留学先の証明により、税関の規定にもとづいて国選留学生と同じにする。

私費留学生が学習を終えて帰国した後、学歴証明書があれば、国は外国での学歴、学位を承認する。仕事は本人が出国前にいた省・市・自治区

(または国務院各部門)の人事部門がその能力に応じて手配し、就職の世話に責任を負う。賃金待遇は公費留学生の関係規定に準じて処理する。

教育、科学技術、業務の中堅(例えば、補佐研究員、講師、技師、主任医師、優秀スポーツ選手、中堅作家・芸術家、中堅機関職員など)および大学院卒業生が外国の大学または研究機関でさらに研究し博士学位を取得しようとする場合は、私費留学の範囲に属さない。これらの人の中で留学を申請する者は、事前に所属単位の許可を得てから外国と連絡をとるものとし、外国での学習の全経費が保証された後、すべて国選留学生についての教育部のやり方に基づいて手続きをする。

この規定は、1982年7月16日公布の日から施行し、国務院が81年1月14日に承認・転送した教育部など七部門の「私費留学に関する暫定規定」は同時に廃止する。(7月29日 新華社電)

会 告

会員の訪中・会員招待の訪日の旅費援助の申請を受付

これらの申請は規定の申請用紙を用いて申請していただきますので、用紙を本会事務局にご請求下さい。

1. 会員の訪中の旅費援助

中国における滞在費を中国側で全額負担する招待を受けた会員は、日中間の交通費の補助を本会に申請することができます。本会の審査委員会は当該申請が本会の交流事業として適当であるか否かを審査し、適当である場合には予算の許す範囲内で、原則として往復交通費の半額を補助致します。(詳細は本年度の総会関係書類として会員に配布してありますが、請求があれば再度お送り致します。)

2. 会員が招待した中国科学技術者の日本滞在費等の援助

当該中国科学技術者を日本に招くことが是非必要であり、また本会会員である申請者を含む関係当事者が資金を獲得するための自助努力の

範囲を超える場合に限り、状況に応じて、(1)用途指定寄附金または(2)資金援助の形で、必要最低限の経済的援助を本会が行います。これも本会の審査委員会が、本会の交流事業として適当であるか否かを審査致します。(詳細は本号の別項参照。)

3. 会員の自費訪中(個人または団体)の推薦・紹介

会員が全額自費による訪中(個人または団体)を希望する場合、本会がこれを中国側に推薦または紹介することができます。この場合も申請書を出していただき、本会の審査委員会が本会の交流事業として適当であるか否かを審査致します。

☆ 中国科学院全研究所の英文説明資料(各研究所約2ページ)が同院から寄送されました。コピーを御希望の方は事務局に御連絡下さい。